

## 【越谷市介護支援ボランティア制度 概要】

### 〈実施概要〉

介護支援ボランティア制度は、市に登録された介護保険施設等において、高齢者がボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントがもらえ、貯めたポイントを換金（年間で最大5,000円）できる仕組みです。

高齢者がボランティア活動を行うことで、健康増進や介護予防とともに、地域貢献や社会参加の促進などを目的としています。

〈活動の対象者〉 越谷市介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）

### 〈活動対象施設〉

・市内の下記高齢者施設または障害者施設のうち、市に登録されたもの

【高齢者施設】特別養護老人ホーム（地域密着型含む）・介護老人保健施設・有料老人ホーム・デイサービス（地域密着型及び認知症対応型含む）・認知症高齢者グループホーム・サービス付き高齢者向け住宅・通所リハビリテーション・小規模多機能型居宅介護・養護老人ホーム・ケアハウス・短期入所生活介護

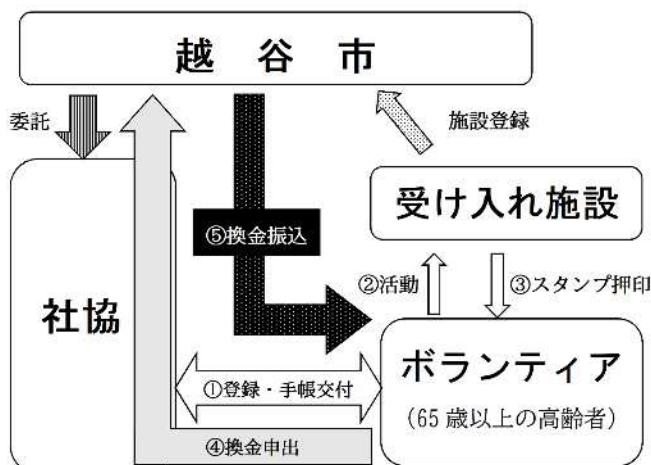
【障害者施設】自立訓練事業所・生活介護事業所・短期入所事業所・就労移行支援事業所・就労継続支援事業所・グループホーム（共同生活援助）・指定特定相談支援事業所・指定一般相談支援事業所・障害者支援施設・地域活動支援センター・生活ホーム・障害者福祉センター

・「ふらっと」がもう、「ふらっと」おおぶくろ（※市が管理する施設）

### 〈制度の流れ〉

① ボランティア登録・手帳交付	越谷市社会福祉協議会ボランティアセンター（中央市民会館2階）で介護支援ボランティア登録をし、手帳を受け取ります。
② ボランティア活動	ボランティアの方が受入登録をしている施設に直接連絡し、活動日時等を相談します。受入れが可能であれば、活動開始となります。
③ 手帳にスタンプ押印	活動終了後に、受入施設の担当者から手帳にスタンプが押印（活動時間1時間につき1スタンプ、1日最大2スタンプまで）されます。
④ 換金申請	スタンプが貯まったら、翌年度に交付金の換金申請をします。
⑤ 換金振込	本人が指定された金融機関の口座に評価ポイント数に応じた交付金が振り込まれます。年間最大5,000円まで。（ただし、介護保険料の滞納がない方に限ります。）

### 〈制度実施イメージ〉



### 〈活動内容〉 施設等におけるボランティア活動は、次のとおりです。

1	日々のレクリエーション・芸能披露
2	囲碁・将棋等
3	習字・生花・手芸等
4	話し相手
5	お茶だし・配膳・下膳等
6	草刈・洗濯物の整理・シーツ交換等
7	散歩・外出・館内移動の見守り補助
8	模擬店などの手伝い
9	行事・イベント等の芸能披露

※各施設により活動内容は異なります。